

第三十四條ノ二ノ規定ハ自動車業務ノ備員ニ對シテハ當分ノ内之ヲ適用セス

附則
運送甲第六二號
昭和四年八月八日
運輸課長

標準給與時間及乘客手當支給ニ關スル件
昭和四年八月十六日ヨリ施行候條及通達候也

- 一、運輸備員規程第三十四條ノ二ニ依ル各運輸系統ノ標準給與時間ハ別表ノ通トス(別表ハ關係ノ向ニテ配付ス)
- 二、左記各號ノ場合ニ於ケル業務時間ノ算定ハ標準給與時間ニ依ラス運轉ニ要シタル業務時間ヲ以テス
- イ 業務中一回五分以上ヲ要シタル事故故障ニ遭シ所定ノ運轉時間内ニ歸着シ能ハサリトキ
- ロ 事故故障其ノ他業務上ノ都合ニ依リ所屬系統以外ノ運轉ヲ爲シタルトキ
- ハ 其ノ他課長ニ於テ相當ノ理由アリト認メタルトキ
- 三、前項各號以外ノ場合ニシテ所定運轉時間ノ一割ヲ超エ運着シタルトキハ全運着時分ヲ標準給與時間ヨリ控除ス一割ヲ超エ早着シタル場合其ノ早着時分ニ付亦同シ
- 四、各系統ノ運轉ニ付テハ常ニ其ノ系統内區間「スタツフ」ノ所定運轉時間ニ準據シ車間距離ノ均衡ヲ保持スルニ努ムヘシ
- 終車及終車ヲ豫告スル電車ヲ擔當シタルトキハ特ニ運轉時間ヲ嚴守シ各區間早運着ナキヲ期スヘシ
- 五、第二項各號ノ事故故障等ニ遭シタルトキハ運轉手ハ降車後直チニ所定ノ申告用紙ニ相當事項ヲ記入シ機車係員ニ提出スルモノトス
- 六、前項申告ニシテ事實ニ相違スルト認メタルトキハ之ヲ處罰ス
- 乘客手當支給方
七、運輸備員規程第四十七條ノ三ニ依ル乘客手當ハ一人當標準給與月額ヲ貳圓トシ毎月各出張所毎ニ給與總額ヲ定ム
- 八、前項各出張所ノ乘客手當給與總額ハ一人當標準給與月額ニ其ノ月十五日現在ノ在籍人員數ヲ乘シタル額トス但シ月ノ中途就職、退職若ハ轉職シタルモノニ付テハ其ノ在籍日數ニ應シ標準給與月額ヲ日割計算ス
- 本項ノ場合一月ヲ通シ業務セザル者ハ在籍人員數ヨリ之ヲ除外ス
- 九、乘客手當ハ其ノ月ニ於ケル各自ノ乘車料收入高ヲ左ノ區別ニ依リ點數ニ換算シ出張所毎ニ前項ノ給與總額ヲ按分支給ス但シ十點未滿ハ之ヲ切捨ツ
- イ 單車乘務 收入高 七錢ニ付 一點
- ロ ボギー車乘務 同(擔當車掌及應援車掌分ヲ) 十四錢ニ付 一點
- ハ 貸切車乘務 乘車料金ニ拘ラテ 片道一回ニ付 二十點
- 一〇、運轉手ニ對スル乘客手當ハ乘組車掌ノ收入高ニ依リ前項ニ準シ算出スルモノトス
- 一一、車掌乘務ノ買填ヲ爲ストキハ所定ノ買填金記録票ヲ使用スルモノトス
- 一二、車掌前項ノ買填金記録票ヲ紛失シタルトキハ當該者當日ノ收入金ハ第九項ノ計算ヨリ之ヲ除外スルコトアルヘシ此ノ場合乘組車掌及運轉手ニ付テハ各人最近七日間ノ平均收入ヲ以テ當日ノ收入高ト看做ス
- 一三、乘客手當ハ運輸備員規程第三十八條ニ準據シ給料ト共ニ之ヲ支給ス
- 本達ニ於テ月ト稱スルハ運輸備員規程第三條ノ例ニ依ル

三、發車、着車ノ時間記録ハ左記ニ依ルヘシ
發車 發車合圖ト同時ニ記録スルコト
着車 左ノ區別ニ依リ記録スルコト
イ 交替ノ場合 車庫降車シ車内名刺ヲ機車係員ニ提出シタルトキ
ハ 入庫ノ場合 入庫線ニ移リタルトキ
若車記録ヲ爲ナス次ノ發車時ヲ以テ着車時ト看做ス此ノ場合着車時記録欄ニ「乗切」ト記入スルコト

- 四、發車着車ノ時間記録ヲ了シタルトキハ左ノ區別ニ依リ處理スルモノトス
- イ 標準給與時間ヲ給與スヘキモノナルトキハ所定ノ給與時分印ヲ相當欄ニ捺捺スルコト
- ロ 事故故障又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ當該系統ノ運轉ニ要シタル業務時間ヲ給與スヘキモノナルトキハ申告書ノ事實ヲ確メ相當欄ニ其ノ要旨ヲ記入スルコト(例「ハ」事故)「脱線」「斷線」又ハ「行幸啓」等障礙ノ種別ヲ記入スル等ノ如シ)
- ハ 理由ナクシテ一割以上ノ早運着ヲ爲シタルニ因リ標準給與時間ヨリ控除スヘキモノナルトキハ「事故故障」欄ニ「引何」分ト朱書スルコト
- 五、同一乗組員ニシテ乗務カード二枚以上ニ亘ルトキハカード番號ヲ同一トシ甲乙丙ノ順序ヲ附記スルモノトス
- 組合セテ變更シタル爲乗務カードヲ區別シタルトキハ其ノ關係乘務カードヲ一括シ置クモノトス
- 六、乗務ヲ了シタル者ノ乘務カードハ當該乗組員ニ閱覽セシメタル後切符係員ニ廻付シ切符係員ハ第十五項ニ依リ之ニ乗組員ノ乘車券買上金額ヲ記入スルモノトス
- 七、當日ノ乘務カードハ整理ノ上之ヲ所定ノ送付證ニ依リ翌日本課ヘ送付スルモノトス
- 八、運轉手ヨリ提出シタル申告書ハ毎日之ヲ取纏メ所長檢印ノ上六ヶ月間保存スルモノトス
- 九、本達ニ定メタルモノノ外乘務カード記入方ニ付テハ昭和二年四月運内發第一七七號「勅意日報及乘務者勤務時間記録票記入例」ニ依ルモノトス
- 乘客手當ニ關スル取扱方
一〇、車掌出勤シタルトキハ乘車券及釣銭受領ノ際同時ニ乘車券買填金記録票(以下單ニ買填金記録票ト稱ス)用紙ヲ受取リ所定欄ニ乗組員ノ番號ヲ記入シ携帶スルモノトス
- 一一、車掌ハ乘車券ノ買填ヲ爲ス都度前項ノ買填金記録票ニ其ノ金額ヲ記入(炭酸紙使用)シ現金ト共ニ市金庫係員ニ提出シ丙片ニ其ノ認印ヲ受クルモノトス
- 一二、買填金記録票ハ乗組員ノ異ナル毎ニ別紙ヲ用ヒ且其ノ都度乘車券全部ノ買填ヲ爲スモノトス
- 一三、車掌當日ノ業務ヲ了リタルトキハ買填金記録票ニ計金額ヲ記入シ應援車掌ハ組合セ車掌ノ分ト共ニ一括シ乙片ハ市金庫係員ニ丙片ハ切符係員ニ提出スヘシ前項ノ場合ニ付亦同シ
- 買填金記録票甲片ハ本人ノ控トシ適宜保存スルモノトス
- 一四、切符係員前項ノ買填金記録票ヲ受領シタルトキハ左ノ手續ヲ爲スモノトス
- イ 一乗組員ニ一括檢算ヲ爲シ應援車掌ノ記録票ニ擔當車掌ノ計金額ヲ轉記シ且合計金額ヲ記入スルコト
- ロ 貸切車ヲ擔當シタルトキハ片道又ハ往復ニ依ル各回數及得點ヲ記入スルコト
- 一五、前項ノ手續ヲ了リタルトキハ一乗組員ニ其ノ合計金額及貸切車擔當得點數ヲ當該乘務カード相當欄ニ記入スヘシ但シ各乘組員ノ買上金同一ナルトキハ擔當車掌ノ部ニ記入シ他ハ之ヲ省略スルコトヲ得
- 一六、買填金記録票ハ毎日之ヲ取纏メ所長檢印ノ上六ヶ月間保存スルモノトス